

市民活動センター（第21.22条関係）

市民の様々な自主的活動に対する相談や助言、情報や技術を提供するための拠点施設として、平成19年度に開設しました。

既に活動している市民のみなさんが、活動するための場として、また、市民同士の交流による新しい関係づくりの場として、さらに、これから活動しよう、参加しようと考えている人たちの活躍の場として、センターが機能することを目指し、情報収集・発信などの役割を果たす施設です。



地区まちづくりの支援（第19条関係）

市では、地域でまちづくり活動を進める市民団体を積極的に支援しています。まちづくり活動の企画検討から、情報発信、将来像を見据えた計画づくりとその実現までを、協働により進めています。現在、市内9地区で事業を展開しており、今後も、支援地区を広げていきます。

支援地区

- ①瀬崎まちづくり市民会議
- ②高砂住吉中央（TSC）地区まちづくり市民会議
- ③あすまっぷ会（遊馬まちづくり会）
- ④新善町まちづくり実行委員会
- ⑤新里町会まちづくり実行委員会
- ⑥四・五・六丁目まちづくり協議会
- ⑦草加稻荷ブロック
- ⑧草加松原団地自治会まちづくり部会
- ⑨草加東部ブロック



まちづくり登録員・みんなでまちづくり会議 (第24.25.26条関係)

まちづくり登録員の
詳しい内容は、
裏面をご覧下さい。



まちづくり講座（第18条関係）

パートナーシップによるまちづくり活動を進めるため、平成14年度からまちづくり講座を開催しています。これまで、NPOに関する講座、地域のまちづくりを進める手法の講座、他市の事例を参考にした講座などを毎年行っています。



ふるさとまちづくり応援基金 (第20条関係)

この基金は、住み良いまちづくりを目指す市民の皆さんのが主体的な活動を応援することを目的として作られました。毎年度、草加市を舞台にまちづくりのための非営利活動を行っている団体や事業に対し助成を行っています。



「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」は ～だれもが幸せなまち～を目指します。

みんなでまちづくり自治基本条例

どんなことが定められているのでしょうか？

草加市の最高規範として、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、次のような自治の基本原則が定められています。

- ①草加市のまちづくりの基本方針・基本原則
- ②市民の権利・責務
- ③議員の責務・市議会の責務
- ④市長の責務・市の責務
- ⑤市政運営

この2項目をもとに、上部の
取り組みを進めています！

- ⑥まちづくりの環境整備
- ⑦まちづくりの参画手続
- ⑧住民投票
- ⑨条例の検証

